

# 新型コロナウイルス 生活問題Q&A (2020年4月9日 13:00版)

東京弁護士会災害対策・東日本大震災等復興支援委員会

- もくじ
- 1. 全般 1～2 ページ
  - 2. 労働 3～6 ページ
  - 3. 暮らし 7～9 ページ
  - 4. 事業 10～12 ページ
  - 5. 子ども 13～14 ページ
  - 6. 外国人 15～16 ページ
  - 7. 刑事 17 ページ

1-1.全般 1-1-1 Q 新型コロナの正しい情報、最新情報を知るにはどこを見ればいいのでしょうか。

A 政府が情報を集約したポータルサイトを立ち上げています。

首相官邸お役立ち情報まとめ：[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_info.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_info.html)

内閣官房ポータルサイト：[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

SNSでは誤情報が出回ることがあります。注意しましょう。

参考URL [https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_info.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_info.html)

[http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

1-1-2 Q 新型コロナについて、弁護士会や弁護士はどのような活動をしているのでしょうか。

A 日弁連は「新型コロナウイルス対応関連情報」として、新型コロナに関する弁護士会の活動をまとめています。東京弁護士会では、中小企業者・下請業者向けにQ&Aを公開しています。また、日本労働弁護団も新型コロナに関する労働者向けQ&Aを公開しています。弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とします（弁護士法1条1項）。その使命のため、弁護士は様々な人の立場に立って、様々な視点から活動しています。新型コロナに関する場においてもそれは例外ではありません。

参考URL <https://www.nichibenren.or.jp/news/year/2020/topic2.html>

<http://cs-lawyer.tokyo/news/2020/550/>

<http://roudou-bengodan.org/>

[https://www.nichibenren.or.jp/legal\\_info/lawyer/mission.html](https://www.nichibenren.or.jp/legal_info/lawyer/mission.html)

1-1-3 Q 私たちにできる感染予防、感染拡大防止は何でしょうか。

A マスクの着用、手洗い、うがいの励行があります。前記のとおり不要不急の外出をしない、部屋の換気をすること、密集して集まらないこと、近接して会話や発生をしないことも心がけてください。接客を伴う飲食店業、カラオケ・ライブハウスへの出入り、呼吸が激しくなる室内運動についても、本当に今、それを行う必要があるかよく考え、不要不急の行動は可能な限り控えたほうが良いでしょう。

参考URL <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

1-2.全般 1-2-1 Q 新型コロナに関し、緊急事態宣言が出ましたが、これはどのようなものなのでしょうか。

(緊急事態宣言)

A 緊急事態宣言は、インフルエンザ等特別措置法32条以下に定められているものです。政府が期間・区域・概要を公示し、区域内の各都道府県は、必要に応じて市民に外出自粛の要請や施設の使用制限等を行うことができます。政府の公示の範囲内で知事が期間・区域を指定することもできます（同法45条等）。

参考URL [https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=424AC0000000031](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=424AC0000000031)

[https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202004/07corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202004/07corona.html)

1-2-2 Q 緊急事態宣言と知事の法律に基づく外出自粛要請で日常生活に支障が生じませんか。

A 令和2年4月7日に特措法第32条に基づき政府対策本部長（総理大臣）は、期間と区域を明確にして緊急事態宣言をしました。同法45条に基づき7都府県の知事は期間と区域を定めて外出自粛の要請をしています。東京都は「東京都緊急事態措置に関するQ&A」を公表していますので、そちらをご覧ください。今回の緊急事態宣言は不要不急の外出の自粛を要請するものですから、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、通院、職場への通勤は差し支えありません。営業の自粛要請は都府県によって異なります。お住まいの都府県のホームページ等で確認してください。すくなくともスーパー、コンビニ、病院、薬局は事業を継続します。東京都は10日に事業自粛要請について公表する予定です。

参考URL [https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202004/07corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202004/07corona.html)

[https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/04/documents/20200406\\_01.pdf](https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/04/documents/20200406_01.pdf)

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1007620.html>

1-2-3 Q 緊急事態宣言下で散歩や外遊びはしてはいけないのですか。

A 健康維持のための屋外運動や散歩は構いません。神奈川県知事も4月7日の臨時記者会見において「散歩でありますとか、ジョギング、こういったものは問題ありません。外出の際は、密閉・密集・密接、この三密を避けてください。」と発言しています。散歩と称して外出することはやめましょう。高齢者の方の閉じこもりは心身ともに影響がありますので、適度な運動は望ましいことです。子どもの外遊びは後記の5-4をご覧ください。

参考URL [https://www.pref.kanagawa.jp/chiji/press-conference/2020/0407\\_01.html](https://www.pref.kanagawa.jp/chiji/press-conference/2020/0407_01.html)

1-2-4 Q 食料品や日用品を買いだめして生活しようと思いますが、いけませんか。

A 営業時間の短縮等でお勤めの方は買い置きされるのはかまいません。食料品等の供給や物流に支障はありませんから、買いだめはやめましょう。

参考URL <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1007620.html>

---

- 2.労働 2-1-1 Q 職場から新型コロナウイルス予防と仕事がないからという理由で「自宅待機その間給料なし」と言われました。
- A 使用者の判断によって休業する場合は、「使用者の責めに帰すべき事由による」休業ですので、法律上休業手当を請求できるものと思われます（労働基準法26条）。他方、厚生労働省は新型コロナウイルス感染症について雇用調整助成金制度の要件を緩和し、使用者が支払った休業手当の一部の助成が容易となっています。
- なお、休業手当は法律上最低限賃金の6割となっており、労使間でこれ以上の休業手当とすることも可能です。雇用調整助成金制度を伝えるなどして休業手当を支払ってもらえるよう、使用者と話し合ってみてください。
- 参考URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)
- 2-1-2 Q 職場から休業を打診され、雇用調整助成金の制度の話をしたのですが、「うちは対象外なので助成は受けられない。すまないが無休で我慢してくれ」と言われました。
- A 2-1-1のとおり、使用者の判断によって休業する場合は、法律上休業手当を請求できます（労働基準法26条）。
- なお、雇用調整助成金制度については、新型コロナウイルス感染症について随時特例の拡大が行われており、対象企業（現時点では「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種)」となっています。）や助成対象者（週の所定労働時間が20時間に満たないアルバイトの方などの「雇用保険被保険者でない労働者」についても助成対象となります。）について対象が拡大されています。また、計画届の事後提出も認められ、支給限度日数、助成率も拡大されました。使用者の方が特例の拡大を把握していない可能性がありますので、もう一度使用者と雇用調整助成金制度の内容を確認してみることをお勧めします。
- 参考URL <https://www.mhlw.go.jp/content/000615395.pdf>  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000606556.pdf>
- 2-1-3 Q 職場から休業を打診され、休業手当の話をしたところ、「全部コロナウイルスのせい。不可抗力なので休業手当を払う義務は無いはず」と言われました。
- A 2-1-1のとおり、使用者の判断によって休業する場合は、法律上休業手当を請求できます（労働基準法26条）。他方、確かに不可抗力の場合は「使用者の責めに帰すべき事由による」休業とは言えないので、使用者には法律上休業手当を支払う義務はありません。
- ただし、単に「コロナウイルスのせい」というだけでは不可抗力による休業とは言えないと思われます。厚生労働省もQ&Aにおいて、「例えば、海外の取引先が新型コロナウイルス感染症を受け事業を休止したことに伴う事業の休止である場合には、当該取引先への依存の程度、他の代替手段の可能性、事業休止からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。」と記載しています（新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）4問5）。
- 2-1-2のとおり、雇用調整助成金制度は随時対象が拡大され、要件も緩和されています。制度のことを踏まえて、もう一度使用者と話し合うことをおすすめします。
- 参考URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html#Q4-5](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q4-5)

2-1-4 Q 先日、社長から「緊急事態宣言が出たので、パート・アルバイトは全員当面休業。不可抗力なので給料は支払いません」と言われました。理由の説明を求めようにも、機嫌を損ねてクビにされそうで聞けません。

A 緊急事態宣言が出たとしても、必ずしも不可抗力による休業とは言えません。厚労省大臣も4月7日の記者会見で「（緊急事態宣言による施設の利用制限下において）一律に今申し上げた休業手当の支払義務がなくなるものではない」と発言しています。なお、大企業については、令和2年4月1日から正社員との間の待遇差の内容・理由等を説明する義務及び説明を求めた労働者に対する不利益取扱が禁止になりました（パートタイム・有期雇用労働法14条）。まずは弁護士会・弁護団・国の相談窓口等に相談することをお勧めします。

参考URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000194708\\_00231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000194708_00231.html)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000473038.pdf>  
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

2-2 Q 在宅勤務になったのですが、自宅作業中にケガしたらどうなるか不安です。

A 在宅勤務でも業務が原因で生じた怪我は労災の対象になります。

参考URL <https://telework.mhlw.go.jp/qa/qa1-6/>

2-3-1 Q 私はパートタイム従業員ですが、学校の一斉休業に伴い、子供の面倒を見るために仕事を休まなければなりません。有給を使うしかないのでしょうか。また、私が自営業者であった場合はどうなのでしょうか。

A 厚労省は「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」（労働者を雇用する事業者の方向け）として、雇用調整助成金制度とは別に新たな助成金制度を創設しました。

令和2年2月27日から3月31日までの間に休校による子どもの世話や感染を疑われる症状のある子どもの世話のため保護者が休むとき、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、賃金全額支給の休暇を取得させた事業主に、日額8,330円を上限としてその全額を助成するという制度です（申請は事業主が令和2年3月18日～6月30日迄の間にする必要があります）。※令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇等についても支援を行うことになりました。

また、自営業・フリーランスの方についても、同様に「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」（委託を受けて個人で仕事をする方向け）として、子どもの世話を行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなった場合は日額4,100円（定額）を支給する制度を創設しています。

厚労省はコールセンターを設置していますので、不明な点はそちらを利用するのも良いでしょう。（学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター：0120-60-3999）

参考URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10605.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10605.html)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10164.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10164.html)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000616061.pdf>

2-3-2 Q 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」制度についてですが、子どもではなく、孫の面倒を見るために職場を休んだ場合はどうでしょうか。また、その制度は外国籍の親子や祖父母でも助成を受けられるのでしょうか。

A 祖父母の場合も対象になり得ます。また、事業主に雇用される労働者であれば、国籍を問わず適用されますので、外国籍の親（祖父母）が子（孫）の面倒を見るために職場を休む場合にも助成を受け得ると思われま。

参考URL <https://www.mhlw.go.jp/content/000604068.pdf>  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoudenguefeverqa00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00018.html)

2-4 Q 微熱があり、職場にそのことを伝えたところ、有給取得を利用して自宅待機を指示されましたがどうすれば良いのでしょうか。

A 使用者の指示による自宅待機の場合は、労働基準法26条に基づき休業手当を請求できる可能性があります。有給は労働者が自由に行使できるものであり、使用者が一方向的に指示できるものではありません。

なお、厚労省は使用者向けQ&Aにおいて「新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合っただき、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いします。」と回答しています。無理をせず、まずは使用者と話し合うことをお勧めします。

参考URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoudenguefeverqa00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00018.html)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoudenguefeverqa00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00007.html)

2-5-1 Q 家族が感染したので、自分自身は勤務できるのに自宅待機を命じられたのですが、どうすれば良いのでしょうか。

A 基本的に上記2-4と同様、使用者の指示による休業であるため、休業手当を請求できる可能性があります。

この点について、厚労省が平成21年の新型インフルエンザ対策の際に公開したQ&AのQ8(3)「感染者と近くで仕事をしていた労働者や同居する家族が感染した労働者を休業させる場合」の対応も参考になると思われます。なお、ご家族で感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項について日本環境感染学会がとりまとめをしておりますので、参考にしてください。

参考URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoudenguefeverqa00007.html#Q4-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00007.html#Q4-1)  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/21.html>  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html)

2-5-2 Q 家族が感染しましたが、私は大丈夫です。仕事も休みたくありません。

A 濃厚接触者に該当する方については、都道府県知事が、健康診断を受けるように勧告できます（感染症法17条1項）。勧告があつたのに健康診断を受けない方は、同条2項で、「当該職員に健康診断を行わせることができる」と規定されています。各都道府県に「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」が設置されていますので、自分で判断すること無く、まずは相談することをおすすめします。

参考URL [https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=410AC0000000114#256](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=410AC0000000114#256)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoudenguefeverqa00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudenguefeverqa00007.html)

2-6 Q 感染が確認された場合の法律上の制度はどうなっていますか。

A 診断した医師は保健所等に届出しなければなりません（感染症法12条）。都道府県知事は就業を制限することができます（同法18条）。

参考URL [https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=410AC000000114](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=410AC000000114)

2-7 Q 私はA社から採用通知を受け取り、入社承諾書を提出していました。ですが、入社式直前にA社から新型コロナウイルス感染症のために内定を取り消したいと言われました。どうすれば良いのでしょうか。

A 採用内定の段階でも労働契約が成立したと認められる場合、使用者から理由無く一方的に取消をすることはできません。この点、厚労省Q & A（企業の方角け）「9.その他」の間2においても「労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消は無効となります。」と記載されています。内定取消の連絡が届いたときの労使関係が「労働契約が成立したと認められる」状況であったかにより結論が異なる可能性がありますので、内定が取り消されそう、内定の取り消しの通知がなされたときは、ハローワーク等に相談してみてください。相談する際には採用内定通知等を持参されるとよいでしょう。

参考URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html#Q9-2](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q9-2)

- 3.くらし 3-1 Q イベントが中止となり主催者から返金できないと言われました。また、既に手配していた会場までの飛行機のチケットはどうなるのでしょうか。
- A 個々のケースで異なります。主催者に確認をしてください。なお、イベントの申込書やサイトに「いかなる場合でも返金には一切応じられません」という記載になっていたとしても、法律上無効となる場合があります（消費者契約法10条）。
- なお、航空会社や鉄道会社によっては、コロナウィルスに基づく払い戻しに対し、手数料無料で対応している会社もあります。各会社のホームページ等をご確認ください。
- 参考URL [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00022.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00022.html)  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/annotations/pdf/annotation\\_190228\\_0013.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/pdf/annotation_190228_0013.pdf)
- 3-2 Q 団体に旅館を予約し、宿泊料を事前に支払っていましたが、構成員の1人に新型コロナ感染の疑いがあるので予約を取り消しました。旅館から「前日取消なので100%の取消料が発生しますので、返金しません。HPにもそう書いてあります」と言われています。
- A 個々の事案で異なりますが、仮に支払わなくてはならない場合でも全額ではなく「平均的損害」の限度のみとなる場合があります（消費者契約法9条）。
- 参考URL [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00022.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00022.html)  
[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/annotations/pdf/annotation\\_190228\\_0012.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/pdf/annotation_190228_0012.pdf)
- 3-3 Q マスクを購入した記憶がないのですが「購入されたマスクを発送しました」というメールが来ました。
- A 新型コロナに便乗した詐欺メールが横行しています。メールに記載されている電話番号に電話したり、記載されているURLをクリックする等の行為は控えたほうが良いでしょう。なお、国民生活センターでは新型コロナウィルスに便乗した悪質商法例を随時公表していますので、だまされないよう、目を通しておくと良いでしょう。
- 参考URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09393.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09393.html)  
[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200228\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200228_1.html)  
[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200312\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200312_1.html)  
[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200312\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200312_2.html)  
[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200331\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200331_1.html)  
[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200403\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200403_1.html)
- 3-4-1 Q 新型コロナが心配なので、「コロナ対策に」と広告された健康ドリンクや空気清浄機を購入しようと思っていますが、大丈夫でしょうか。
- A 消費者庁は令和2年3月10日付で新型コロナ感染拡大に乗じ、新型コロナに対する予防効果を標ぼうする健康食品、マイナスイオン発生器、空間除菌商品等に対し、改善要請等を行うとともに消費者に注意喚起をしています。根拠のない商品を購入しないよう、注意が必要です。
- 参考URL [https://www.caa.go.jp/notice/assets/200310\\_1100\\_representation\\_cms214\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/200310_1100_representation_cms214_01.pdf)
- 3-4-2 Q 母親宛に消毒用ジェルが届けられました。母親に聞いても曖昧な返事でよくわかりません。どうすれば良いのでしょうか。
- A 悪質商法の一つに「ネガティブ・オプション」というのがあり、身に覚えのない商品を送りつけ、後から高額なお金を請求するという手口があります。消費者庁の作成した「感染症に関連した消費者トラブル回避のために」をご覧ください。消費者ホットライン（局番なしの188番）に電話して相談するのも良いでしょう。
- 参考URL [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/pdf/information\\_200325\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/information_200325_0001.pdf)

3-5-1 Q マスクの転売が禁止となったそうですが、どのような場合に違反となるのですか。例えば海外の会員制スーパーで安く購入したものをSNSで購入者を募り、購入額より高く売却する行為は違反となりますか。

A 令和2年3月15日より、国民生活安定緊急措置法に基づくマスクの転売規制が始まりました。規制の対象となるのは、1不特定の相手方に対して販売をする者からマスクを購入し、2購入価格（仕入価格）を超える価格で、3不特定又は多数の者に対して転売する行為です。

経産省はQ&Aを作成しており、それによると設問のケースも海外の会員制スーパーであっても1にあたり、SNSを通じた転売も3に該当すると思われま。経産省のQ&Aには様々な場合が想定されていますので、是非一読をお勧めします。

参考URL [https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/tenbaikisei\\_qa.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/tenbaikisei_qa.pdf)

3-5-2 Q マスクが手に入りません。フリマサイト・オークションサイトなどで隠語でマスクを転売していると聞きましたが、信用して大丈夫なんでしょうか。また、布マスクを政府が配布する予定と聞きましたが、詳しいことはどこで調べればいいのでしょうか。

A 3-5-1のとおり、不織布のマスクの転売は禁止となりました。隠語でマスクを転売しているらしいとの報道もありますが、詐欺にあう可能性もありますので、決して手を出さないことをお勧めします。また、布マスクの配布については、厚労省が布マスクの全戸配布についてのQ&Aを出しており、配布スケジュールや洗濯の頻度などの情報を提供していますので、参考にしてください。

参考URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/cloth\\_mask\\_qa\\_.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/cloth_mask_qa_.html)

3-6 Q スーパーに買い物に行くと、トイレットペーパーなどの紙製品やお米などの食料品がいつも品切れで不安です。

A 経産省のQ&Aによると、トイレットペーパーやティッシュペーパーなどは十分に在庫があり、一部店舗の品切れも順次解消していくと発表しています。また、農水省によると米、カップ麺、冷凍食品なども需要を満たす十分な供給量・在庫を確保しているとのこと。過度な買いためや買い急ぎ、転売目的の購入で本当に必要な方に物資が行き届かなくなる可能性があります。落ち着いた購買行動をお願いします。

参考URL <https://www.meti.go.jp/covid-19/mask.html#e>  
[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/index.html](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html)

3-7 Q 車検が3月中に切れてしまうので、ディーラーに車検を頼もうとしましたが、臨時休業をしていたり、混んでいて3月中は無理と言われてしまいました。

A 自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車については、全国一律に令和2年4月30日まで自動車検査証の有効期間が延長されています。また、自賠責についてもあわせて同日まで継続契約の契約締結手続が猶予されています。

参考URL [https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000239.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000239.html)  
[https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2019/2002\\_06.html](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2019/2002_06.html)

3-8 Q まもなく運転免許の更新期限が切れてしまいそうなのですが、新型コロナウイルスに感染するのが怖いのです。

A 令和2年3月13日～4月30日までの間に更新期限がくる方は、更新期限前に運転免許センターや警察署等に申し出ること、更新期限後であっても3か月間は運転が可能になります（ただし、その間に通常の更新手続を受ける必要があります）。なお、更新期限までに更新手続を行うことができず運転免許を失効させた場合に運転免許の失効から最長3年以内かつ新型コロナウイルス拡大の終息から1か月以内であれば、学科試験・技能試験が免除され、運転免許の再取得が可能とのこと。更新期限前にお住まいの地域の都道府県警察本部にご確認ください。

参考URL [https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/corona/index\\_corona\\_special.html](https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/corona/index_corona_special.html)

3-9 Q 昨年職場が倒産し、失業保険で生活をしていました。新型コロナウイルス感染症のため、再就職先がなかなか見つからず、家賃・公共料金などの支払いにも困るようになってしまいました。どうすれば良いのでしょうか。

A 令和2年3月18日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、「生活不安に対応するための緊急措置」を発表し、電気・ガス・水道・電話代等公共料金について支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請しました。これを受けて、各社より支払いの猶予等対応策が発表されています。まずは各社のホームページ等をご確認ください。また、家賃については、離職等により経済的に困窮し、住居を失ってしまった方や、そのおそれのある方に対し、求職活動等を条件に、家賃費用を有期で給付する「住居確保給付金制度」があります。

その他、生活が困難な場合、社会福祉協議会から緊急小口資金等借入をすることも考えられます。生活に困窮されている方向けに一定期間据え置きで無利子の貸付をするセーフティネット貸付制度です。生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付が拡大されており、貸付上限・据え置き期間等の拡大が行われています（3月25日受付開始）。

厚労省のHPより自立相談支援機関相談窓口の一覧が公開されていますので、生活に関するお悩みはこちらにご相談ください。また、公共料金の猶予等については、厚労省委託事業である困窮者支援情報共有サイト (<https://minna-tunagaru.jp/mhlw/covid19/>) にURLがまとまっていますので、参考にしてください。

参考URL [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kinkyutaiou3\\_corona.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kinkyutaiou3_corona.pdf)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12003000/000606493.pdf>  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000618136.pdf>  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>  
<https://minna-tunagaru.jp/mhlw/covid19/>

3-10 Q 昨年末、住宅ローン減税の利用を見込んで、家を新築しましたが、新型コロナウイルス感染症のため、中国からの資材の搬入が遅れ、まだ入居できていません。どうすれば良いのでしょうか。

A 令和2年2月27日付で国土交通省は「完了検査の円滑な実施について」というプレスリリースを出し、新型コロナの拡大に伴い、建材・設備の一部が未設置な状態でも速やかに完了検査を実施などの柔軟な対応をとるよう、要請文書を各都道府県に送っています。建築会社に相談してください。また、住宅ローン減税については、期限内に入居できない場合でも適用となるよう、特例措置が出される見込みです。

参考URL <http://www.mlit.go.jp/common/001330870.pdf>  
<https://www.mlit.go.jp/common/001339435.pdf>

- 4.事業 4-1 Q 下請業者ですが、うちの工場の近くで新型コロナの感染者が出たという理由で親事業者から納品を断られました。あわせて、国は下請業者の保護についてどのような考えなのか知りたいです。
- A 下請業者側に責任がある場合を除き、親事業者が発注済の納品を断ることは下請法上問題があります（下請法4条1項1号）。

経産省は3月10日付で親事業者は下請け業者に対し、納期遅れや適正なコスト負担、迅速・柔軟な支払いの実施、発注の取消・変更への対応につき「一層の配慮」をするよう、要請を出しました。中小企業庁が全国中小企業振興機関協会に委託しているフリーダイヤルの相談窓口もあります（下請かけこみ寺：0120-418-618）。まずは当事者で話し合い、問題が生じたら各相談窓口を利用するのが良いと思います。

国による下請業者の保護については、経産省のパンフレットにも記載があります。他の支援策もありますので、是非お読みください。

参考URL <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

- 4-2 Q 自作の健康ドリンクを「滋養強壮はもちろん、コロナを含む万病予防に」としてネットで販売したいと思いますが、何か問題はあるのでしょうか。
- A 疾病予防を暗示しており、薬機法（旧薬事法）66条に違反する可能性があります。

参考URL <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/huteki.html>

- 4-3 Q 観光客向けの店舗を営んでいますが、2月中旬から利用者が激減し、従業員への給与支払いも危なくなってきました。時間をかけずに受けられる融資など、支援策はないでしょうか。
- A 日弁連の事業者向け相談受付専用ダイヤルの「ひまわりほっとダイヤル」では「新型コロナウイルスによる売上減少・資金繰りに不安を感じている事業者様へ」として、不安を感じている事業者様がまず検討すべきことを掲載しています。是非一読ください。

政府による支援策としては、事業者向け融資、補助金、助成金の利用等が考えられます。信用保証協会や政策金融公庫など、各窓口にご相談ください。なお、支援策については随時拡大されており、現時点では経産省の4月8日10時に更新されたパンフレットが詳しいです。

特に令和2年度補正予算の成立が条件となりますが、新型コロナの影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している法人・個人事業主に対し、最大200万円（法人。個人事業主は最大100万円）を給付する「持続化給付金」の制度は確認しておいたほうが良いと思います。

中小企業向けの相談をしている弁護士会もあります。お住まいの近くの弁護士会HPをご覧ください。

参考URL <https://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/202003.html>  
<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

4-4 Q 新型コロナウイルス感染症対策として、新たに特別休暇の規定を整備するために、政府が助成してくれると聞きましたが、今からでも間に合うのでしょうか。

A 厚労省は、「時間外労働等改善助成金」（職場意識改善特例コース）として、特別休暇を就業規則に規定することに向けて、支給対象となる取り組み費用（外部専門家によるコンサルタント費用等）の一部を助成する制度の受付を開始しています。

今回の申請締め切りは3月13日ですが、厚労省は令和2年2月17日から5月31日までの取り組みについては、令和2年4月以降に申請開始する「働き方改革推進支援助成金」でも、助成を行う予定ですと述べています。また、3月14日以降の申請については令和2年4月以降に交付決定をすると告知しています。リーフレット等を参考にしてください。

参考URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisiki.html)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000605216.pdf>

4-5 Q 私は自宅でフリーランスの仕事をしていましたが、学校の一斉休暇で子どもが在宅するようになり、仕事はかどりません。こんなときでも受注先から納期を厳守するよう強く迫られています。無理して仕事をするしかないのでしょうか。

A 厚生労働大臣、経済産業大臣、公正取引委員会は3月10日に連名で、新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう要請しています。それによると、個人事業者・フリーランスから、発熱等の風邪の症状や休校に伴う業務環境の変化を理由とした納期延長等の求めがあった場合には、「十分に協議した上で、できる限り柔軟な対応を行うこと」とされています。

無理をせず、受注先と協議し、もし問題が生じたら「下請けかけこみ寺」（4-1参照）等の各相談窓口を利用することをお勧めします。

参考URL <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>  
[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/mar/200310\\_yousei.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/mar/200310_yousei.html)

4-6 Q 私は家族で農業をしています。家族の一人が新型コロナウイルスに感染してしまい、その対応などで売上が激減すると思われます。何かよい方法はないのでしょうか。

A 農水省は、「農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を公開しており、まずはそれをお読み下さい。

また、農水省は農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引上げ、実質無利子化等の資金繰り支援策を提供しています。

日本政策金融公庫やお近くの農協等にご相談ください。各地方農政局でも相談窓口を設置しています。

参考URL [https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/pdf/gl\\_nou.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_nou.pdf)  
[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/attach/pdf/index-7.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/index-7.pdf)  
[https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/index.html#c06](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html#c06)

4-7 Q 当社は外国人技能実習生を受け入れています。新型コロナの影響がないか心配です。

A 外国人技能実習機構が3月3日に「新型コロナウイルス感染症に関するよくあるご質問について（周知）」としてQ&Aを公開していますので、参考にしてください。

参考URL <https://www.otit.go.jp/files/user/200303-2%20.pdf>

4-8 Q 当社はもうすぐ定時株主総会を開催する予定ですが、新型コロナの影響で延期を考えていますが、それはできないのでしょうか。

A 法務省は、HPにおいて、「今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものと考えられます。」との解釈を示していますので、絶対に延期ができないというわけではありません。

感染拡大防止に向け、延期も含めた対応策を慎重に検討することをおすすめします。

また、法務省は経産省と連名で新型コロナ拡大期における「株主総会運営に係るQ&A」を策定しており、そちらも参考になりますので、総会を開く場合は是非一読ください。

参考URL [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html)  
[https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi\\_sokai\\_qa.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html)

4-9 Q 自営で飲食業をしていますが、新型コロナのため売り上げが激減して税金すら支払えそうにありません。店の賃料・公共料金も滞納しそうです。どうすれば良いのでしょうか。

A 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請すれば、法令の要件を満たすことで、納税の猶予や換価の猶予が認められる場合があります。また、地方税についても同様に納税の猶予や換価の猶予が認められる場合があります。税務署や地方自治体の税務課に相談ください（納期限前からの相談も可能です）。税金・国民健康保険料・公共料金の猶予については、経産省のパンフレットにも記載がありますので、読んでみてください。

また、家賃については、国土交通省が3月31日付で不動産関連業界を通じて、飲食店等のテナントの賃料の支払いについて、賃料の支払いの猶予に応じるなどの柔軟な措置の実施を検討するよう要請しています。大家さんと賃料の猶予について交渉してみましょう。

その他支援策についてはQ4-3をご覧ください。特に「持続化給付金」の制度はチェックしておいたほ

参考URL <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16\\_hh\\_000201.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000201.html)

---

- 5.子ども 5-1-1 Q 学校の再開について、地域によって対応が違ったり、今後の見通しがわからなくて困っています。また、SNSでもいろいろな情報が飛び交っています。どこを見ればよいのでしょうか。
- A 文部科学省は「学校再開に向けて」というページを作っており、国の方針や各自治体に出される通知はそこにまとまっています。また、「学校再開に関するQ&A（子供たち、保護者、一般の方へ）」という一般の方向けのQ&Aもあります。まずはそちらをご覧ください。

参考URL [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00001.html)

- 5-1-2 Q 学校の一斉休業に伴い、子供の学力が落ちないか心配です。
- A 教育機関向けのものでありますが文科省が2月28日に一斉臨時休校に関するQ&Aを作成しており、参考になると思います。それによると、学校が用意したプリントや教材等を活用した家庭学習や、自宅で自習している子供との電話による学習相談などして対応することを検討しているようです。

併せて文部科学省（臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト（子供の学び応援サイト））経産省が「学びを止めない未来の教室」として、各々学習支援のポータルサイトを立ち上げていますので、そちらもご覧ください。

参考URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)  
[https://www.learning-innovation.go.jp/covid\\_19/](https://www.learning-innovation.go.jp/covid_19/)

- 5-2 Q 新型コロナの感染者が非常に多い国から帰国しましたが、子どもの就学やいじめが心配です。
- A 厚労省Q&A（一般の方向け）Q40「中国から一時帰国した児童生徒等に対して、帰国後の学校への受け入れ支援や、いじめ防止等に向けて、どのような取組が行われていますか？」をご覧ください。就学の受入方法や問い合わせの専用窓口ダイヤルなどが記載されています。

いじめについては決して許されるものではありませんが、もしお子さんがつらい思いをされているかもしれないということであれば、文科省は子どもからもかけられる24時間無料相談ダイヤル（0120-0-78310）を開設していますので、教えてあげてください（新型コロナに限らずこどもSOS全般の相談ダイヤルです）。

参考URL [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q40](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q40)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm)

5-3 Q 学校の一斉休暇のために自宅で子どもの面倒をみていますが、外出ができず子どももストレスが溜まっているようです。また、私もストレスで子どもに八つ当たりしないか心配です。

A 文科省が教育機関等に向けて通知した2月28日付「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ & A」において、児童・生徒については「基本的に自宅で過ごすよう指導をお願いしています。」と記載していましたが、これは児童・生徒の適度な運動のための外出まで禁止するものではなく、3月9日付同Q&Aにおいて「児童生徒の健康維持のために屋外で適度な運動をしたり散歩をしたりすること等について妨げるものではなく、感染リスクを極力減らしながら適切な行動をとっていただくことが重要であると考えています。」と更新されました（問2）。

なお、児童生徒の運動については3月11日付同Q&Aにおいて「児童生徒の健康保持の観点から、児童生徒の運動する機会を確保するため、学校の校庭や体育館、公共スポーツ施設の開放を設置者や各学校等の判断において行うことについては、一律に否定するものではありません。」とも記載されています（問40）。

育児の悩みについては、子ども・子育て支援法に基づき、各自治体に地域子育て支援拠点が設置され、そこで相談ができるようになっていきます。また、自治体によっては電話相談をしているところもあります（例えば、東京都では03-3366-4152で子ども・保護者両方の電話相談をしています）。決して一人でため込むのではなく、人に相談されることをお勧めします。

参考URL [https://www.mext.go.jp/content/20200317-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200317-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf)  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/jicen/annai/4152.html>

5-4 Q 新型コロナウイルス対策として学校が一斉休暇になったと聞いたが、公園で子どもたちが遊んでいるのを見た。これは問題ないのか。

A 5-3で回答したとおり、文科省が教育機関等に向けて通知した3月9日付「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ & A」において、「児童生徒の健康維持のために屋外で適度な運動をしたり散歩をしたりすること等について妨げるものではなく、感染リスクを極力減らしながら適切な行動をとっていただくことが重要であると考えています。」と記載されています（問2。現時点で一番新しい同Q&Aは3月17日付ですが、内容に変更はありません）。外出や外遊びを一律禁止するものではありません。

参考URL [https://www.mext.go.jp/content/20200317-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200317-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf)

- 6.外国人 6-1 Q 在留カードを持っている外国人ですが、里帰りのため帰国する予定です。何か気をつけることはありますか。  
(foreigner) I am a foreigner with a residence card, but I have a plan to return to home country. What should I care about?  
我是持有在留卡的外国人，我有计划要回国，我需要注意什么？
- A 渡航先によっては、例え在留カードを持っていたとしても再入国拒否となる場合があります。また、そもそも日本からの入国を制限している場合もあります。事前に法務省や渡航先の大使館等で良く確認しましょう。  
Even if you have a residence card, you may be denied re-entry to Japan. Some countries may restrict entry from Japan.  
Check with the Ministry of Justice and the embassy where you will be traveling beforehand.  
Please check in advance with the Ministry of Justice or the embassy where you will be traveling.  
根据您的目的地的不同，存在即使您持有在留卡，但依然被拒绝再次入境日本的可能性。此外，也存在目的地国家限制来自日本的人员入境的情况。因此，请在出发前向日本法务省以及目的国的大使馆等做进一步的确认。
- 参考URL <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200205.html>  
[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)
- 6-2 Q がいこくじん ですが ころなういるす で なに を ちゅうい すれば いいですか。  
I'm a foreigner, what should I be careful with the coronavirus?  
我是个外国人，应该怎样注意防范冠状病毒？
- A 「たぶんかきょうせいぼーたるさいと」という さいと に いろいろなくにのこことば で かいてあります。けんさく して みて ください。  
It is described in various languages on the website of "tabunka kyosei portal site".  
Try searching online.  
在名为“多文化共生门户网站”的网站上，有用各国语言书写的相关信息，请查询以下网址。
- 参考URL <http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/info/contents/114517.php>
- 6-3 Q 短期滞在ビザで日本にいる外国人です。帰国したいのですが帰国便のチケットを取れません。  
我是持有短期停留签证的在日外国人。想回国但是买不到回国的机票。  
I am a foreigner staying in Japan on a short stay visa. I want to return but cannot get a return flight ticket.
- A 出入国在留管理庁は「帰国困難者に対する在留諸申請の取扱い」として「短期滞在」で在留中の者については「短期滞在（30日）」の在留期間更新を許可すると発表しています。その他技能実習ビザ等についても出入国在留管理庁の対応がHPに記載してありますので、参考にしてください。  
Immigration Services Agency of Japan has announced the handling of residence applications for those who cannot return to home country. According to the announcement, those who are staying for "short stay" will be allowed to renew their "short stay (30 days)" period of stay.  
Please refer to the website of the Immigration Services Agency of Japan for technical training visa etc.  
出入国在留管理庁公布了“回国困难者的在留申请的处理”规定，根据公布内容，对于“短期停留”身份的在留人员，允许续签在留期间“短期停留（30天）”。  
对于其他技能实习签证等身份的规定，在出入国在留管理厅的相应网址上有详细记载，请参考以下网址。
- 参考URL <http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf>

6-4 Q 日本にいる外国人ですが、3月中に在留期間が満了してしまいます。一度入管に行きましたが大変な混雑で引き返しましたが、どうすれば良いのでしょうか。

I am a foreigner in Japan, but my period of stay expires in March this year. I went to immigration once, but it was very crowded. So I turned back. What should I do?

我是在日本的外国人，我的在留期间到3月中即将届满。曾经去过入国管理局，但是由于现场非常混乱因此没办成，我该怎么办？

A 出入国在留管理庁は2月28日付で3月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人（在留資格「短期滞在」及び「特定活動（出国準備期間）」で在留する外国人を除く。）からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等については、在留期間満了日から1か月後まで受け付けると発表しています。また、各入管の混雑状況などはTwitterなどで把握できるようです。

Immigration Services Agency of Japan has announced on February 28 that it will accept applications for permission to change the status of residence and applications for renewal of the period of stay for foreign residents (\*) whose expiration date will expire during March.

\* Excludes foreigners whose status of residence is short-term stays and foreigners who reside in specific activities (departure preparation period).

In addition, it seems that the congestion status of each immigration can be known on Twitter and the like.

出入国在留管理庁在2月28日宣布，在留期间届满之日在3月期间的在日外国人（除在留资格为“短期停留”以及“特定活动（出国准备期间）”的在日外国人外。）的在留资格变更许可申请以及在留期间更新许可申请等，可以在在留期间届满之日起1个月内受理。此外，各入关的现场拥挤情况等可以通过Twitter等进行确认。

参考URL <http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf>

6-5 Q 日本にいる外国人ですが、3月中に在留期間が満了してしまいます。一度入管に行きましたが大変な混雑で引き返しましたが、どうすれば良いのでしょうか。

I am a foreigner in Japan, but my period of stay expires in March this year. I went to immigration once, but it was very crowded. So I turned back. What should I do?

A 出入国在留管理庁は2月28日付で3月中に在留期間の満了日を迎える在留外国人（在留資格「短期滞在」及び「特定活動（出国準備期間）」で在留する外国人を除く。）からの在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請等については、在留期間満了日から1か月後まで受け付けると発表しています。また、各入管の混雑状況などはTwitterなどで把握できるようです。

Immigration Services Agency of Japan has announced on February 28 that it will accept applications for permission to change the status of residence and applications for renewal of the period of stay for foreign residents (\*) whose expiration date will expire during March.

\* Excludes foreigners whose status of residence is short-term stays and foreigners who reside in specific activities (departure preparation period).

In addition, it seems that the congestion status of each immigration can be known on Twitter and the like.

参考URL <http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf>

- 
- 7.刑事 7-1 Q 知人が警察に捕まってしまいました。弁護士に弁護活動を依頼したいのですが。  
A 従来より弁護士会は、当番弁護士制度として、弁護士が1回無料で逮捕された人に面会に行く制度を設けています。現時点（4/9）で、当番弁護士制度を中止している弁護士会はありません。まずは最寄りの弁護士会にご連絡ください。  
<追記>緊急事態宣言下における当番弁護

参考URL [https://www.nichibenren.or.jp/legal\\_advice/gaiyou/arrest.html](https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/gaiyou/arrest.html)

- 7-2 Q 現在知人が警察に捕まっており、面会をしたいのですが、何か注意することはありますか。  
A 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、警察署によっては来庁時に検温と手指の消毒をお願いしているところもあるようです。検温の結果によっては面会ができなくなる可能性もありますので、事前に確認をしておいたほうが良いと思います。  
なお、警視庁では以下の取扱いをしているのでご参照ください。

<追記>緊急事態宣言に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象となる区域（東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・大阪府・兵庫県）に所在する刑事施設においては、弁護人等以外の方との面会を原則として実施しないという運用になりました。

参考URL <https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/oshirase/covid19.html>  
<http://www.moj.go.jp/content/001318681.pdf>

- 7-3 Q 私はカラオケ店を経営し、ホームページを持っていますが、先日「俺はコロナだ。店を休みにしないとおまえの店に行くぞ」との嫌がらせメールが届き、やむなくその日は休業しました。またそのようなことをされないか心配です。また、私はコロナウイルスに感染していませんが、感染しているとネットに嘘の情報を流された場合はどうでしょうか。  
A メールを送った人がコロナウイルスに感染しているか否かにかかわらず、業務妨害罪に該当する場合があります。また、ネットに嘘の情報を書き込み、名誉を傷つけたりお店の経営を妨害した場合、名誉毀損罪や業務妨害罪に該当する場合があります。警察署に相談することもできます。

参考URL [https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sodan/nettrouble/jirei\\_other/slander.html](https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sodan/nettrouble/jirei_other/slander.html)

---

※参考URLはタイトル表記日時現在のものであり、今後リンク先により変更ないし削除となる場合があります。

※記載内容については十分注意しておりますが、作成時の情報・知見に基づく一般的な見解として作成しております。全ての情報の正確性・適法性を保障するものではないことをご了承くださいますようお願いいたします。

## 参考URL一覧

- 1-1 [https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_info.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_info.html)
- 1-1 [http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)
- 2-1-1 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html)
- 2-1-1 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou\\_kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_kyufukin/pageL07.html)
- 2-1-2 <https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000606456.pdf>
- 2-1-2 <https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000606457.pdf>
- 2-1-2 <https://www.mhlw.go.jp/content/000606556.pdf>
- 2-1-3 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html#Q4-5](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q4-5)
- 2-2 <https://telework.mhlw.go.jp/qa/qa1-6/>
- 2-3-1 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou\\_kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_kyufukin/pageL07_00002.html)
- 2-3-1 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)
- 2-3-1 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10164.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10164.html)
- 2-3-1 <https://www.mhlw.go.jp/content/000609321.docx>
- 2-3-2 <https://www.mhlw.go.jp/content/000604068.pdf>
- 2-3-2 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html)
- 2-4 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html)
- 2-4 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)
- 2-5-1 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html#Q4-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q4-1)
- 2-5-1 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/21.html>
- 2-5-1 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html)
- 2-5-2 [https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=410AC0000000114#256](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=410AC0000000114#256)
- 2-5-2 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)
- 2-6 [https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=410AC0000000114](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=410AC0000000114)
- 2-7 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html)
- 3-1 [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00022.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00022.html)
- 3-1 [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/annotations/pdf/annotation\\_190228\\_0013.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/pdf/annotation_190228_0013.pdf)
- 3-2 [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00022.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00022.html)
- 3-2 [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/consumer\\_contract\\_act/annotations/pdf/annotation\\_190228\\_0012.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/pdf/annotation_190228_0012.pdf)
- 3-3 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09393.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09393.html)
- 3-3 [http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200228\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200228_1.html)
- 3-4 [https://www.caa.go.jp/notice/assets/200310\\_1100\\_representation\\_cms214\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/200310_1100_representation_cms214_01.pdf)
- 3-5 [https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/tenbaikisei\\_qa.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/tenbaikisei_qa.pdf)
- 3-6 <https://www.meti.go.jp/covid-19/mask.html>
- 3-6 [https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/index.html#c01](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html#c01)
- 3-7 [https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000239.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000239.html)
- 3-7 [https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2019/2002\\_06.html](https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2019/2002_06.html)
- 3-8 [https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/corona/index\\_corona\\_special.html](https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/corona/index_corona_special.html)
- 3-9 [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryuu/kinkyutaiou3\\_corona.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryuu/kinkyutaiou3_corona.pdf)
- 3-9 [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban03\\_02000621.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000621.html)
- 3-10 <https://www.mhlw.go.jp/content/12003000/000606493.pdf>
- 3-10 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f6282/tokurei.html>
- 4-1 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>
- 4-2 <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/kenkou/iyaku/sonota/koukoku/huteki.html>
- 4-3 <https://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/202003.html>
- 4-3 <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>
- 4-4 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukiun/iikan/syokubaisiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/iikan/syokubaisiki.html)
- 4-4 <https://www.mhlw.go.jp/content/000605216.pdf>
- 4-5 <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>
- 4-5 [https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/mar/200310\\_vousei.html](https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/mar/200310_vousei.html)
- 4-6 [https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/attach/pdf/index-7.pdf](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/index-7.pdf)
- 4-7 [https://www.maff.go.jp/j/saigai/n\\_coronavirus/index.html#c06](https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html#c06)
- 4-8 <https://www.otit.go.jp/files/user/200303-2%20.pdf>
- 4-8 [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00021.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html)
- 4-9 [https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf)
- 4-9 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000676865.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000676865.pdf)
- 5-1 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

- 5-1 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)
- 5-1 [https://www.learning-innovation.go.jp/covid\\_19/](https://www.learning-innovation.go.jp/covid_19/)
- 5-2 [https://www.mext.go.jp/content/202002226-mxt\\_kouhou01-000004520\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/202002226-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf)
- 5-2 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm)
- 5-3 [https://www.mext.go.jp/content/20200317-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200317-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf)
- 5-3 <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/jicen/annai/4152.html>
- 5-4 [https://www.mext.go.jp/content/20200317-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200317-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf)
- 6-1 <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200205.html>
- 6-1 [https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)
- 6-2 <http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/info/contents/114517.php>
- 6-3 <http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf>
- 6-4 <http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf>
- 6-5 <http://www.moj.go.jp/content/001315947.pdf>
- 7-1 [https://www.nichibenren.or.jp/legal\\_advice/gaiyou/arrest.html](https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/gaiyou/arrest.html)
- 7-2 <https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/oshirase/covid19.html>
- 7-3 [https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sodan/nettrouble/jirei\\_other/slander.html](https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/sodan/nettrouble/jirei_other/slander.html)